

南越前町議会議員選挙

告示日 4月17日(火)

◆期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができない方は、前もって投票することができます。

期日前投票日時・場所

○日 時 4月18日(水)から4月21日(土)までの午前8時30分～午後8時

○会 場 南越前町役場、今庄総合事務所、河野総合事務所(お住いの地区にかかわらず、いずれの会場でも期日前投票できます。)

【必要なもの】

○投票所入場券(届いていない場合は不要)
○宣誓書
期日前投票所に用意してありますので、必要な事項をその場で記入していただきます。または、町のホームページへ掲載しますので、印刷してご記入し、お持ちください。

【必要なもの】

○投票所入場券(届いていない場合は不要)

期日前投票所に用意してありますので、必要な事項をその場で記入していただきます。または、町のホームページへ掲載しますので、印刷してご記入し、お持ちください。

○投票所入場券を忘れずに

年齢要件	平成30年4月3日以後の届出		平成30年4月2日以前の届出	
	投票日	期日前	投票日	期日前
○南越前町内で転居した方	南越前町役場、今庄総合事務所、河野総合事務所いずれでも投票できます。	新住所の投票所で投票できます。	南越前町役場、今庄総合事務所、河野総合事務所いずれでも投票できます。	日本国民で、平成30年1月16日以前から引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている方
○南越前町内に登録された方	旧住所の投票所で投票できます。	南越前町役場、今庄総合事務所、河野総合事務所いずれでも投票できません。	※投票日までに南越前町外へ転出した方は投票できません。	※投票日までに出生の方
				平成12年4月23日以前に出生の方

★今回の選挙から、「期日前投票」は、お住いの地区にかかわらず、南越前町役場・今庄総合事務所・河野総合事務所のいずれでも投票ができるようになります。

4月22日(日)、南越前町議会議員選挙が行われます。
選挙は、私たちの意見を政治に反映させるための大切な手段であり、最も重要な権利のひとつです。必ず投票しましょう。

●今回の選挙から、「期日前投票」は、お住いの地区にかかわらず、南越前町役場・今庄総合事務所・河野総合事務所のいずれでも投票ができるようになります。

◆投票できる方

◆不在者投票

期日前投票所に行ききれない方で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、事前に手続きをすることでお住いの地区にかかわらず、南越前町役場・今庄総合事務所・河野総合事務所のいずれでも投票することができます。

※不在者投票には、日数が必要です。投票用紙の交付請求は、事前にできますので、お早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。

①南越前町の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や出産などで町外に滞在している場合

▼南越前町選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの選挙管理委員会で投票します。

②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院・入所している場合

▼施設内で不在者投票ができますので、病院などに申し出てください。

③身体に障害がある方(公職選挙法に定められている一定の障害に該当する方)・要介護の方。(左の表参照)
郵便投票による不在者投票ができます。

◆開票

○日 時 4月22日(日) 午後9時
○場 所 南条地区公民館2階ホール

◆開票速報

開票状況をケーブルテレビで速報します。
開票所一覧の投票時間の欄で確認してください。

◆投票所・時間

○日 時 4月22日(日) 午後9時
○場 所 南条地区公民館2階ホール

町内16カ所の投票所です。各投票所により投票時間が異なります。左記投票所一覧の投票時間の欄で確認してください。

開票状況をケーブルテレビで速報します。
開票が確定するまで速報します。

①南越前町の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や出産などで町外に滞在している場合

▼南越前町選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの選挙管理委員会で投票します。

②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院・入所している場合

▼施設内で不在者投票ができますので、病院などに申し出てください。

③身体に障害がある方(公職選挙法に定められている一定の障害に該当する方)・要介護の方。(左の表参照)
郵便投票による不在者投票ができます。

◆選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、4月20日(金)までに区長を通じて全家庭に配布します。届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。
また、南越前町役場、各総合事務所でも配布しますので、ご自由にお持ちください。

■期日前投票立会人を募集します

仕事の内容	公正・適正に投票が行われているかの立会いをする仕事です。
場 所	南越前町役場、今庄総合事務所、河野総合事務所
開設日および募集人数	4月18日(水)～21日(土)までの4日間 募集人数は、各期日前投票所につき1日2名
従事時間	午前8時15分～午後8時15分までの12時間
応募資格	南越前町内に居住し、当該選挙人名簿に登録されている方(20歳から39歳までの方を優先します)。
応募方法	応募用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会または各総合事務所に提出してください。 (応募用紙は、南越前町役場、各総合事務所にあります。また、町のホームページへも掲載します。)
報酬など	9,500円(日額)から源泉徴収後の金額を支払います。昼食、夕食等はご用意しますが、交通費の支給はございません。
選任の方法	同一の日時・場所で複数の希望者がいる場合は、抽選とします。
応募期間	4月6日(金)午後5時まで

身体障害者手帳	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	(該当なし)
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	-	○
免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者手帳	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○	(該当なし)
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

問合せ 選挙管理委員会

☎ 47-18000

第16投票区	糠公民館	午前7時～午後7時
第15投票区	甲賀城公民館	午前7時～午後7時
第14投票区	河野総合事務所	午前7時～午後7時
第13投票区	せせらぎ	午前7時～午後7時
第12投票区	宇津尾集落センター	午前7時～午後7時
第11投票区	鹿谷公民館	午前7時～午後8時
第10投票区	今庄児童館	午前7時～午後8時
第9投票区	第8投票区	午前7時～午後8時
第7投票区	古木生活改善センター	午前7時～午後8時
第6投票区	阿久和区民センター	午前7時～午後8時
第5投票区	湯尾小学校	午前7時～午後8時
第4投票区	南条地区公民館	午前7時～午後8時
第3投票区	上別所集落センター	午前7時～午後8時
第2投票区	上野生活改善センター	午前7時～午後8時
第1投票区	南条保健福祉センター	午前7時～午後8時